

設 計 書

	課長		課長 補佐		工務 係長		審査者		設計者	
年 月 日	令和 7 年 月 日						業 務 概 要	水道設計業務 設計協議 1式 布設替詳細設計 1式 報告書作成 1式 測量業務 選点測量 L=450m		
	第 号									
業務場所	県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線									
業務位置	阿久根市 波留 地内									
業務名	令和7年度 県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線 配水管布設替詳細設計業務委託									
契約期間	令和8年2月27日まで		施 工 方 法		請 負					
支出科目	年度	会計	款		項		目		節	
	区 分		金 額				摘 要			
	設 計 額		円							
其 の 他	本業務は、老朽化した県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線内の配水管布設替えに係る測量、設計業務である。									

費 用	金 額	備 考
事 業 費	円	
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	
付 帯 工 事 費	円	
測量及び試験費	円	内 訳 (工事価格 円 消費 税相当額 円)
用地費及び補償費	円	
換地諸費又は 権利交換費	円	
事 務 費	円	
事 務 雑 費	円	
工 事 雑 費	円	

令和 7 年度県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託

設 計 書

阿久根市 水道課

設計書

業 務 名 : 令和7年度県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託

業務位置：阿久根市 波留 地内

業務概要：配水管布設替詳細設計業務委託

業務設計額：一金 円也 (業務価格 円 消費税 円)

内	容	水道設計業務	測量業務	
		設計協議	1 式	選点測量 0.45km
		布設替詳細設計 (L=450m・φ100)	1 式	
		報告書作成	1 式	

1 式 当り

第 1 号 内 訳 書						
第 1 号内訳書						
1 式 当り						
種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
水道設計業務	開削工法 小口径 布設替詳細設計					
	設計協議	式	1			第 1- 1 号 号内訳明細書
	布設替詳細設計 (φ100)	式	1			延長: 450m 第 1- 2 号 号内訳明細書
	報告書作成	式	1			第 1- 3 号 号内訳明細書
	直接人件費 計					
	電子成果品作成費	式	1			
	直接経費 計					
	直接原価 計					
	その他原価	式	1			
	間接原価 計					
	業務原価 計					
	一般管理費等	式				
	業務価格					

種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
設計協議（3回）						R7水道実務必携 P205 第2表
（初回・中間1回・最終）						
	主任技師	人	2.0			
	技師A	人	3.0			
	技師B	人	1.0			
	小 計					

種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
布設替詳細設計	延長：450m					【現地調査・設計計画・各種計算・図面作成
						・数量計算・審査】
						R7水道実務必携P207 第7表及び8表
	主任技師	人	4.1			
	技師A	人	9.2			
	技師B	人	17.0			
	技師C	人	16.8			
	技術員	人	11.7			
	小計①					
	補正率					
	管径による補正					管径：φ100mm
	延長による補正					延長：300～500m
	設計条件による補正					①地域環境②道路幅員③埋設物④土質 ①主として郊外又は住宅数少量②標準③あり④一
	工事案件数による補正					工事案件数：2
	補正率計					
	合計					小計×補正率計

種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
布設替詳細設計						R7水道実務必携 P206 第4表
報告書作成						
	主任技師	人	1.0			
	技師A	人	4.0			
	技師B	人	3.0			
	技師C	人	1.0			
	小計①					
	補正率					
	延長による補正					延長：300～500m
	工事案件数による補正					工事案件数：2
	補正率計					
	合計					小計×補正率計

第 2 号 内 訳 書

種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
測量業務						
	選点測量	km	0.45			第 2- 1 号 号内訳明細書
	直接人件費 計					
	直接経費					
	安全費	式	1			その他：
	直接測量費 計					
	諸経費	%				
	測量業務 計					

選点測量

設計内訳明細書

第 2- 1 号内訳書

1 km 当り

種別	名称	単位	数量	単価	金額	備考
選点測量						「設計業務等標準積算基準書 測量業務」
						中心線測量参考
	測量技師	人	2.5			
	測量技師補	人	2.8			
	測量助手	人	2.2			
	小計①					
	機械経費	%	0.0			簡易測量のため計上しない
	材料費	%	5.5			
	小計②					
	補正係数					
	地域/地形					地域/地形：耕地/平地
	交通量					交通量：1,000台未満
	曲線数					曲線数：0
	測点間隔					測点間隔：50m
	合計					(小計①+②) × 補正係数

令和 7 年度

県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線
配水管布設替詳細設計業務委託

特 記 仕 様 書

阿久根市 水道課

第 1 章 総 則

1. 業務委託名 令和 7 年度県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託

2. 業務場所 阿久根市 波留 地内

3. 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は、本仕様書に基づいて、委託対象区域の工事を実施するため必要な設計図書等の作成を行うことを目的とする。

4. 業務内容

（1）設計業務

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| ①設計協議 | 1 式(3 回) |
| ②配水管布設替設計 | φ 100 以下 L=450. 0m(給水管切替含む) |
| 1) 現地調査 | 5) 数量計算 |
| 2) 設計計画 | 6) 審査 |
| 3) 各種計算 | |
| 4) 図面作成 | |

③報告書作成	1 式
--------	-----

（2）測量業務

①選点測量	L=450. 0m
-------	-----------

5. 特記仕様書の適用

本仕様書は、阿久根市が発注する県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託に適用するもので、業務は本仕様書に従い適正に施行しなければならない。

6. 費用の負担

業務遂行に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

7. 法令等の遵守

受託者は、業務実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

8. 中立性・秘密の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。また、受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

9. 提出書類

- （1）受託者は、契約締結後に発注者が指定した様式により、関係書類を作成し、監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出する。ただし、業務委託料(以下「委託料」という。)に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類を除く。
- （2）受託者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受託者において様式を定め提出する。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従う。
- （3）受託者は、受注時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務については、工事・業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の

確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き 10 日以内に、完了時は業務完了後 10 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請を行う。変更登録は、工期、業務請負代金及び技術者に変更が生じた場合等に行うものとし、「訂正のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受ける。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際は、その写しを直ちに監督職員に提出する。なお、変更時と完了時の間が 10 日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

10. 業務計画書

- (1) 受託者は、契約締結後、契約図書に定めた日数以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出する。
- (2) 業務計画書には、契約図書に基づき次の事項を記載する。
 - ①業務概要
 - ②実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務組織計画
 - ⑤打合せ計画
 - ⑥成果品の品質を確保するための計画
 - ⑦成果品の内容、部数
 - ⑧使用する主な図書及び基準
 - ⑨連絡体制(緊急時含む)
 - ⑩その他発注者が定める事項なお、受託者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載する。
- (3) 監督職員が指示した事項については、受託者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出する。

11. 管理技術者及び照査技術者

- (1) 受託者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般に渡り技術的管理を行わなければならない。
- (3) 照査技術者は、業務の全般に渡り照査を行わなければならない。
- (4) 受託者は、業務の進捗を図るため、十分な数の技術者を配置しなければならない。

12. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に阿久根市担当者から成果品の審査を受けなければならない。
- (2) 成果品の審査において、訂正・修正を指摘された箇所は、直ちに訂正・修正しなければならない。
- (3) 業務完了時において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見されたときは、受託者は直ちに当該業務の訂正・修正を行わなければならない。

13. 監督職員

- (1) 発注者は、本業務における監督職員を定め、受託者に通知するものとする。
- (2) 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、協議、承諾等の職務を行うものとする。
- (3) 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、次の事項である。

- ・ 契約の履行について、受託者又は受託者の担当技術者に対する業務に関する指示及び協議
 - ・ 設計図書の記載内容に関する受託者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答
 - ・ 業務の進捗の確認、業務の履行に必要な立会、設計図書の記載内容と履行内容との照合、その他契約の履行状況の調査
- (4) 発注者は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させた場合にあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員に契約書に基づく契約担当者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- (5) 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受託者に対し口頭による指示等を行った場合には、受託者はその口頭による指示等に従うものとする。なお、監督職員はその口頭による指示等を行った後7日以内に書面で受託者に指示するものとする。

14. 引渡し

成果品の審査に合格後、本仕様書に示された提出図書一式を納品し、阿久根市検査員の検査終了をもって、業務完了とする。

15. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない場合は、阿久根市と受託者が協議のうえこれを定める。

16. 受託者の協力義務

受託者は、監督職員が必要と認めた場合、諸関係官庁との打合せ及び協議、各申請業務などに立会い、技術説明にあたるものとする。

17. 設計変更

発注者の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う設計業務の増減等業務に変更を生じた場合は、委託料及び納期について別途協議することができる。ただし、軽微な変更の場合はこの限りでない。

第 2 章 調 査

1. 区域内踏査

特記仕様書に定められた設計対象区域を踏査のうえ、地勢、環境等を調査し計画路線の現地を十分把握しなければならない。

2. 資料の収集及び調査

業務上必要な資料、地下埋設物（水道・都市ガス等）及びその他支障物件（電柱・架空線等）については、関係官公庁・企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

3. 公・私有地の確認

道路・水路等については、公私の不明瞭な場所については、公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。

第 3 章 設計一般

1. 一般事項

- (1) 業務は、監督職員と十分打ち合わせを行ってから、施行しなければならない。
- (2) 管理技術者は、主要な打ち合わせに必ず出席しなければならない。
- (3) 打ち合わせについては、議事録を取り内容を明確にして、その都度両者で確認しなければならない。
- (4) 設計業務においては、コスト縮減を念頭において設計を行うものとする。

2. 設計内容

本設計業務は、現地調査・設計計画・各種計算・図面作成・数量計算等がある。

- (1) 「現地調査」は、設計路線の踏査、業務上必要な地下埋設物及び支障物件（架空線等）の」具体的調査、在来管等の調査とする。
- (2) 「設計計画」は、設計路線の工法比較、構造計画、仮設比較とその施工計画を含む。
- (3) 「各種計算」は、構造計算、仮設計算等とする。
- (4) 「図面作成」は、位置図、平面図、詳細図（平面・縦断・横断図等）、標準図とする。
- (5) 「数量計算」は、工事に必要な数量すべての計算で数量計算を作成する。
- (6) 「審査」は、基本条件確認、比較検討の確認、設計計画の妥当性、計算書と図面の整合性、計算書の精査とする。

3. 設計基準等

設計にあたっては、阿久根市の指定する図書及び下記に示す図書に基づき設計業務を行わなければならない。

- (1) 水道施設設計指針
- (2) 水道事業実務必携
- (3) 水道施設耐震工法指針・解説
- (4) 土木工事標準仕様書
- (5) その他関連法令・条例及び規格

4. 設計上の疑義

設計上疑義が生じた場合は、監督職員と協議のうえ、これらの解決にあたらなければならない。

5. 設計資料

設計の設計根拠、資料等はすべて明確にしなければならない。

6. 参考資料の貸与

阿久根市は、業務に必要な既存竣工図・道路台帳・地籍図・地下埋設物調査書等を所定の手続きにより貸与する。

7. 参考文献等の明記

業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献資料名を明記しなければならない。

第 4 章 打合せ

打合せ回数については、主として下記のとおりとする。

- 第1回 設計作業着手段階
- 第2回 中間打合せ
- 第3回 最終打合せ

第 5 章 設計細目

1. 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、監督職員の承諾を得なければならない。

(1) 位置図は、地形図 ($S=1/10,000$ 程度) に施工箇所を記入する。

(2) 平面図

平面図 ($S=1/500$) は、貸与する道路台帳等をトレースして作成することとし、配管平面図には、管路等の平面位置・形状・区間距離等を記入し、隣接構造物、家屋その他の構造物と明確に区分できるようにする。又、地下埋設物の位置も正確に記入する。

(3) 詳細図 (必要に応じ添付)

詳細図 ($S=1/10\sim 1/300$) は、工事施工上必要な部分について作成する。

(4) 配管詳細図 (管割図及び略図)

配管詳細図 ($S=\text{フリー}$) は、直管及び曲管・仕切弁・空気弁・泥吐弁等の設置箇所を記入する。

(5) 縦断面図 (必要に応じ添付)

縦断面図 ($S=\text{縦 } 1/100\sim 1/200$ 、横 $1/300\sim 1/1000$ 程度) は、平面図と同一記号を用いて空気弁・泥吐弁・土被り・動水圧等を明記する。

(6) 横断面図 (必要に応じ添付)

横断面図 ($S=1/50\sim 1/100$) は、次の事項及び要領に従って作成すること。

・測点及び特に配管上必要と認められる箇所について、横断面図を作成する。

・記入事項は、道路幅員・側溝・地下埋設物・現地盤・配管位置等とする。

(7) 構造図 (必要に応じ添付)

構造図 ($S=1/10\sim 1/100$) は、次の要領で記入する。

平面図・縦断面図・横断面図・配筋図等を作成する。

2. 工法の選定

工法については、関係官庁、関係企業との協議事項、施工箇所の状況その他関係資料等を検討のうえ、工事の難易・経済性・工期等を考慮し監督職員と打ち合わせなければならない。

3. 工事設計書の作成に関する事項

(1) 数量計算書

(2) 工事設計明細書

(3) その他

第 6 章 審 査

1. 審査目的

受託者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保するとともに、更に審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めるものである。

2. 審査体制

受託者は、遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

3. 審査事項

受託者は、設計全般にわたり地下水の侵食防止、地震等の対策等、最適な上水道施設

の維持管理を基本として以下に示す事項について審査しなければならない。

- (1) 基本条件の検討内容及び確認
- (2) 比較検討の方法及びその内容の確認
- (3) 設計計画の妥当性
- (4) 計算書と設計図面との整合性
- (5) 計算書（構造計算書・数量計算書等）の精査

第 7 章 提出書類

提出図書は、監督職員の指示により、下記の図書を提出しなければならない。

(1) 業務報告書

- ① A 4 版・チューブファイル製本 1 冊
- ② 同上原稿及び C D

(2) 実施設計関係提出図書

(図 書 名)

(縮 尺)

- | | |
|------------------|----------------------------|
| 1. 位置図 | 1/10,000 |
| 2. 平面図 | 1/500 |
| 3. 詳細図 | 1/10～1/300（必要な場合） |
| 4. 配管詳細図 | フリー |
| 5. 縦断面図 | 縦 1/200 横 1/1000 程度（必要な場合） |
| 6. 横断面図 | 1/50～1/100（必要な場合） |
| 7. 構造図 | 1/10～1/100（必要な場合） |
| 8. 数量計算書 | |
| 9. 特記仕様書 | |
| 10. 図面 A 3 版二つ折り | |

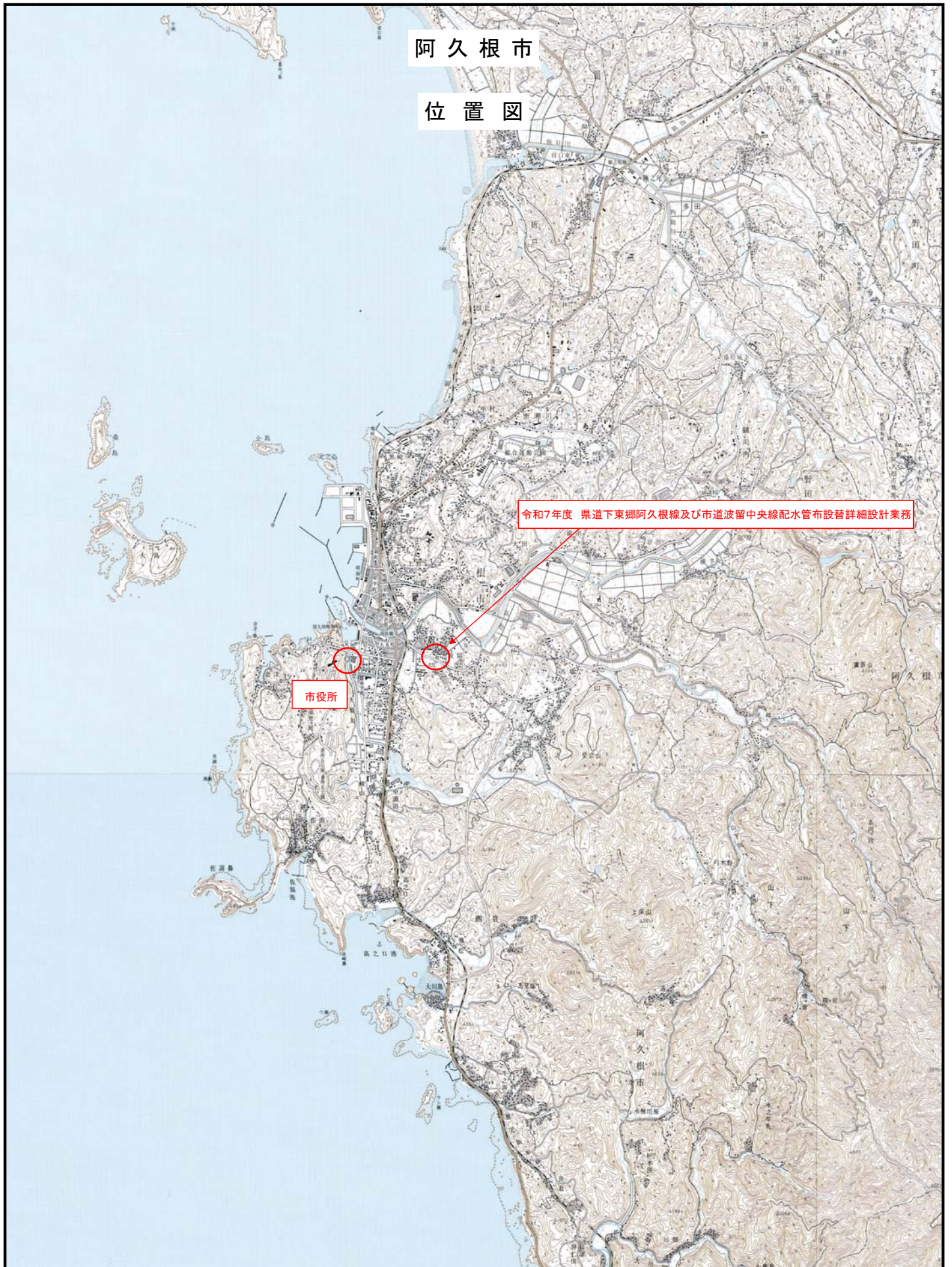
(3) その他、発注者が必要と認めたもの

阿久根市

位置図

令和7年度 県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務

市役所



令和7年度 県道下東郷阿久根線及び市道波留中央線配水管布設替詳細設計業務委託

